

第2回教育委員会（定）

開会日時 平成28年 1月 29日（金） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時40分
開会場所 教育委員会室

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐 紀 子
委 員	青 木 義 男
委 員	松 澤 智 昭
委 員	上 野 広 治

出席事務局職員

事務局次長	寺 西 幸 雄	教育総務課長	小 林 緑
学務課長	榎 木 恭 子	生涯学習課長	浅 賀 俊 之
学校地域連携担当課長	木 内 俊 直	指導室長	栗 原 健
教育支援センター所長	新 井 陽 子	新しい学校づくり課長	新 部 明
学校配置調整担当課長	水 野 博 史	施設整備担当副参事	荒 張 寿 典
中央図書館長	荒 井 和 子		

署名委員

教育長

委員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は、4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成
立いたしました。

ただいまから、平成28年第2回の教育委員会定例会を開催いたします。

開催に当たりまして、先日、1月16日に、身近な教育委員会ということで、
板橋第一小学校の方で行いました。

まだまだ、これからスタートというところで、ああいう形で保護者の方々とお
話しするようなことができればと私自身は思っております。

では、本日の会議に出席する職員です。

寺西次長、小林教育総務課長、榎木学務課長、浅賀生涯学習課長、木内学校地
域連携担当課長、栗原指導室長、新井教育支援センター所長、新部新しい学校づ
くり課長、水野学校配置調整担当課長、荒張施設整備担当副参事、荒井中央図書
館長、以上11名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、上野委員にお願いいたし
ます。

本日の委員会は、2名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条によ
り許可しましたので、お知らせいたします。

それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第1号 区議会提出議案及び意見の聴取について

1. 平成28年度東京都板橋区一般会計予算

(教育総務課)

2. 平成27年度東京都板橋区一般会計補正予算(第4号)

(教育総務課)

3. 東京都板橋区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の
一部を改正する条例

(生涯学習課)

4. 東京都板橋区立郷土資料館条例及び東京都板橋区立郷土芸能伝承
館条例の一部を改正する条例

(生涯学習課)

5. 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚
園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正
する条例

(教育総務課)

6. 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(教育総務課)

○報告事項

3. 平成28年度予算・組織改正・職員定数について

(総-1・教育総務課)

教 育 長 日程第一 議案第1号「区議会提出議案及び意見の聴取について」、次長と教育総務課長から、報告3の内容とあわせて、説明願います。

次 長 それでは、議案第1号でございます。
区議会提出議案及び意見の聴取について。
上記の議案を提出する。
平成28年1月29日。
提出者は、中川教育長でございます。
区議会提出議案及び意見の聴取について。
平成28年度第1回東京都板橋区議会に下記案件を提出するとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく区長からの意見の聴取について、区長原案に同意する。
記。
1、平成28年度東京都板橋区一般会計予算。
2、平成27年度東京都板橋区一般会計補正予算（第4号）。
3、東京都板橋区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例。
4、東京都板橋区職員定数条例の一部を改正する条例。
5、職員の分限に関する条例の一部を改正する条例。
6、いたばし応援基金条例。
7、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例。
8、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。
内容につきましては、報告とあわせて、教育総務課長からご説明いたします。

教育総務課長 それでは、私の方から、最初に、1、平成28年度東京都板橋区一般会計予算についてご説明させていただきます。
こちらの、先日本配りさせていただきました「平成28年度予算・組織改正・職員定数」ということで、「総-1」の資料をご覧いただきたいと思っております。
資料が多くて申しわけございません。
平成28年度予算ということで、1枚おめくりいただきますと、予算の概要ということで、予算編成の基本的考え方ということが書かれてございます。
こちらの方は、後ほどお読みいただければと思っております。
1枚おめくりいただきますと、2ページ、財政規模でございます。
一般会計予算2,025億7,000万円ということで、前年は1,987億7,000万円でしたので、2.2%の増というところでございます。
(2)の歳出です。
義務的経費、こちらが相変わらず多くて、1,504億8,600万円、1.4%の増ですが、構成比が74.3%ということで、相変わらず板橋の財政状況は硬直化の傾向にあるということでございます。

3 ページをご覧ください。

こちらが意見聴取の本体部分に当たるものですが、特別区税、こちらの方が、納税者の増と、賃金等の増と相まって、2.4%の増ということで、前年度と比べますと2.4%の増。443億3,900万円というところでございます。

それと、その下の特別区交付金。こちらは企業業績が順調に伸びたということで、普通交付金の方が20億円の増ということで、659億円。

それと、上から5段目、繰入金。こちらが355億3,000万円というところで、こちらの方では義務教育施設整備基金の繰入金等がございしますが、財政調整基金の繰り入れなしで、久しぶりに予算が組めたというところが大きなところですよ。

特別区債。その2つの下ですが、こちらの方の減の要因は、中台中学校の改築の本体部分が終了したということ。それと、諸収入のところで財産収入が14億7,000万円減ってございしますが、こちらは大山小学校の売却の完了というところでございます。

続けて、1枚おめくりいただきまして、隣の5ページの「歳出・目的別」というところで、教育費のところですよ。

下から4つ目の箱で囲ったところですよ。

まず、こちらは0.6%減ということで、1億4,700万円の減ということですが、その右側を見ていただきますと、一番最後のところに、中台中学校の改築の経費が23億1,300万円の減。これが大きな要因で、そのほかのソフト的なところについては順調に伸ばしているところがありますが、まず、金沢小学校の増築経費で9億7,100万円。これは普通建設事業になります。

それと、下に下がりがまして、小中学校教育活動ということで、3億8,300万円の増。こちらは電子黒板、これが小学校の方で7カ月から12月分の増というところ、それと、教科書採択替えの指導書の購入の終了ということで9,800万円ばかり減になってございます。

そのほか、中学校の方でICT化を進めるということで、電子黒板、可動式のパソコン、無線LANの整備ということで、それらの合計で3億8,300万円の増という形になります。

文化財保護関連に対しましては、野口研究所、それと粕谷家の改修というところが大きな要因でございます。

続きまして、学校管理業務経費。こちらの方は、通学路防犯カメラ、それと冷暖房機器更新調査という経費が認められたところで、こちらの方が1億4,000万円の増という形になっております。

隣にいきまして、中央図書館の維持管理。こちらが改築関連といったところで、1億3,900万円の増でございます。

続けて、学校維持管理経費でございしますが、こちらは学校内の防犯カメラということで、6,289万円。諸々ありますけれども、そこら辺のところが多額でございします。

それと、その下の給食調理業務委託については、先日もご報告させていただき

ましたが、2校の委託といった実施分が増えるというところでございます。

続けて、平成27年度東京都板橋区一般会計補正予算（第4号）。

こちらですが、「平成27年度3月補正予算」という、1枚のものがあると思います。本日、机の上に置かせていただきました。

こちらを、かいつまんでご説明させていただきます。

こちらは、上から、10款特別交付金。これは補正額が33億6,293万3,000円ということで、普通交付金の方は、この分、見込みより増えたということでございます。

この歳入の増によりまして、18款繰入金、こちらの方で、義務教育施設整備基金13億8,352万3,000円。これは義務教育基金の方から取り崩して使う予定だったのを全額回避できたということで、取り崩さなくて済んだというところでございます。

それと、21款の特別区債のところ、学校施設建設起債、それと学校改修起債、こちらの予算額と契約額、その差のものでございまして、入札が完了したもので、この部分は起債を起こさないで済んだというところでございます。

裏面をご覧くださいと思います。

当初予算が、教育費の方では198億1,700万円であったところを250億3,567万8,000円ということで、こちらの主な要因は、右の方を見ていただきますと、義務教育施設整備基金積立金ということで、最後のところにありますけれども、35億7,121万9,000円というところが主な要因でございます。

そのほかの部分で△がついているのは、事務事業の確定ということで落としている部分でございます。

一番下を見ていただきますと、補正前の残高ということで、義務教育施設整備基金は82億余の積立だったのですが、この措置によりまして132億まで積立額を伸ばすことができたというところでございます。

それと、ここのところで、上のところの歳出のところに戻っていただきまして、10款諸支出金とあります。こちらに、いたばし応援基金ということで、1億6,271万2,000円とあります。

こちらが、意見聴取のところの6番に当たる部分で、後ほどご説明させていただきます。

補正の部分については、雑駁ですが、以上でございます。

続きまして、3、東京都板橋区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例。こちら意見聴取の帳票でいきますと、95ページに当たります。

こちら書いてあるものは、先ほども使用していました「総-1」の資料のところで組織関連のものがございまして、9ページをお開きいただきますと、そちらに来年度の組織の関連があります。

組織の関連について、ここであわせて、ご説明させていただければと思います。

9ページから1枚おめくりいただきまして、11ページ。

(5) 文化国際交流と書いてあります。

そこに、郷土資料館を教育委員会事務局生涯学習課へ移管するという一方で、郷土資料館と生涯学習課、文化財係と緊密な連携が不可欠ということで、前々から教育委員会の方では、この事業については教育委員会事務局の事業と関連が深いということで主張してきたものが認められたもので、この郷土資料館とあわせて、郷土芸能伝承館、それと、事務事業になりますけれども全国民俗芸能保存振興市町村連盟に係る業務も、生涯学習課の方に移管するといった内容のところ、この区長部局という議案10番、こちらの諮問書の3番というところでございます。

続きまして、4、東京都板橋区職員定数条例の一部を改正する条例でございます。

こちら、今、説明に使わせていただきました「総-1」の資料の23ページに当たります。

23ページをもう1枚おめくりいただきまして、25ページ。こちらに教育委員会事務局と学校関係の定数の一覧がついてございます。

まず、学校の方を先にご説明させていただきますと、△8名ということで、こちらは、志村小学校と緑小学校の給食の委託化ということで、8名減となります。

27ページの方をご覧くださいと思います。

27ページの方に教育委員会事務局の増減がございまして、増ばかりなのですが、読み上げる形になります。

平成28年度から、大規模改修工事による学校運営業務の増加対応ということで1名、児童生徒における食物アレルギー増加に伴う学校給食対応ということで4名、学校の大規模改修工事、増築工事等の増加対応ということで1名、こちらは時限対応です。

それと、先ほど組織の方でご説明いたしました、郷土資料館、郷土芸能伝承館の区民文化部からの移管ということで6名の増。それに、板橋ボローニャ子ども絵本館の充実ということで1名の増ということで、計17名の増が、来年度、図られるというところでございます。

今ご説明したものは、既定事業です。

新規事業の方では、地域教育力担当部長の新設ということで1名でございます。

これは、組織の方で後ほどお話しさせていただきます。小学校、それと小学校通学路防犯カメラで2名、中央図書館改築準備担当係長の新設ということで1名、それを合わせて17名でございます。

今ご説明したところの組織の部分でございますが、戻っていただきまして13ページ。こちらが教育委員会事務局の組織関係の記載になってございます。

まず最初に、(16)教育委員会事務局に地域教育力担当部長を設置するという一方で、新たな基本構想と基本計画、新教育ビジョンがスタートする平成28年度を「教育の板橋」としてのイノベーションを起こす好機と捉え、教育委員会の取り組みを推進し、これまで以上に適切かつ迅速なマネジメントを行っていくため、教育委員会事務局に地域教育力担当部長を設置するという一方で、所管す

るものは、当該部長は、教育委員会事務局次長の総合調整のもと、生涯学習課、地域教育力推進課、中央図書館の2課1館の事務をつかさどるところでございます。

これまでどおり、次長は、教育委員会の施策に関して、企画調整、組織・定数・予算に関しましては、総合調整を担うということになります。

(17) 生涯学習課、こちらが青少年係を地域教育力推進課へ移管するということで、現存の学校地域連携担当課長の方に移るものでございます。

その②の方です。

郷土資料館を文化・国際交流課から移管する。

先ほどご説明したとおりでございます。

次のページ、14ページをご覧ください。

(18) 学校地域連携担当課長の部分ですが、今申し上げてしまいましたが、こちらの名称を、地域教育力推進課を設置するということで名称変更。

内容も、以下のとおり、地域の教育力向上を目標に掲げて本格的に取り組んでいくため、地域連携係、青少年係、あいキッズ係の3係で構成する地域教育力推進課を設置するものでございます。

続きまして、(19) 中央図書館でございます。

奉仕係を事業サービス係へ名称変更する。

こちらは図書館サービスの内容の充実や幾能の強化をPRするため、奉仕係の名称を事業サービス係に変更するものでございます。

それと、もう1点。

先ほども申し上げましたが、改築準備担当係長を設置するということで、中央図書館の改築に向けて、改築準備担当係長を設置するものでございます。

続きまして、定数の方でして、5、職員の分限に関する条例の一部を改正する条例。

こちらの諮問書の方でいきますと、手書きの「98-1」ということで、ページを振っているのですが、昨日、私どもの方に、諮問書が届いたものでございます。

こちらの内容は、地方公務員法の改正によりまして能力及び実績に基づく人事管理によって徹底を図るため、分限事由が明確化されたことに伴い、職員の意に反する降給の事由、基準及び手続き並びに効果について定めるほか、所要の規定整備を図るということでございます。

参考のために、新旧対照表をつけさせていただいてございます。後ほど、ご覧ください。

続けて、6、いたばし応援基金条例ということで、先ほど補正予算のところでお話しさせていただきましたが、いたばし応援基金というものを、このたび創設することになりました。

この基金は、寄付する方がその用途を選べる寄付金制度を創設するというもので、これまでは寄付された方のお金がどこにいつてしまうのか分からない、何に使われるか分からないというような、寄付された方々からの声が上がっておりま

した。

我々からしても、教育に関する寄付を募りたいということで、区長部局の方にも、この3年間、働きかけていて、その発展したものがこの基金ということになります。

寄付金の概要ですけれども、子育て分野、教育分野、福祉分野というようところで9つの分野に分かれているのですが、1つ、教育分野ということで、魅力ある学び支援の部分についての指定寄付ができるようになったというところがございます。

この寄付金の活用につきましては、積み立てた寄付金、その額が確定するのは年度末の3月31日になります。

その3月31日に、翌年に使い勝手を決める。翌年度にどういう目的でこのお金を使いましょうかということで決めていきます。

それは、区長部局でいうと、各部と政策経営部、財政当局と協議した上で決めていくこととなります。

当教育委員会に関しましては、こちらの教育委員会で諮って決めていくのが筋であると思っております。今後、財政当局の方と詰めていきたいと考えてございます。

そういった形で、用途をはっきりさせた形で寄付金を活用していくというような形で考えてございまして、これは、もう既に条例の方は発効することになっていまして、このお財布ができてくるということですので、教育委員会事務局といたしましても、こちらの寄付金に関しては、積極的に区民の方々に働きかけていきたいと考えてございます。

後ほど、昨日ありましたプレス発表資料の方を、皆様の方にお届けしたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

続きまして、7、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例です。

こちらの内容は、新旧対照表もつけさせていただいておりますけれども、こちらも地方公務員法の改正に伴いまして、参照条文が変わったということで、その条文の整理というようところですが、大きな変更はございません。

それと、もう1点。最後です。

8、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

こちら、地方公務員法の改正等に伴いまして職員を降給、給料を下げる、降給させる場合におけるその者の号給、その部分について基準の別表に定めるということで、所要の整備を図るということでございます。

雑駁ですが、資料の説明の方は以上でございます。

教 育 長

多くの説明をいただきました。

質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松澤委員 結構たくさんあるのですが、まず、教育委員会の組織改正のところからお聞きしたいのですけれども。

新しくできました地域教育力担当部長の管轄の方で、地域教育力推進課というのと教育支援センターと図書館というところがありまして、その下にもまた管轄があるのですけれども、生涯学習課のところより下の部分という認識でよろしいでしょうか。

それとも、生涯学習課も、一応、一部入っているのかということですか。

あと、こちらの課が、こちらの部になった理由、内容ですか、その辺をお聞かせいただきたいのですけれども。

教育総務課長 こちらの地域教育力担当部長が所管する部分については、生涯学習課と地域教育力推進課、それに中央図書館ということで、点線がずれているのですけれども、線を引く都合かなと思います。

そういう形で、先ほどご説明したとおり、学校教育分野、それと、社会教育分野というような形で、大まかに言ってしまいますと、そのような感じで担当を分けたというところがございます。

松澤委員 分かりました。

教 育 長 文科省の方からも、これからの教育という方向性では、地域とともにある学校、あるいは地域に開かれた教育課程ということで、実は、今週月曜日に馳文部科学大臣が「馳プラン」というのを出す中でも、次世代の学校地域創世プランということで、要は、学校と地域というのは非常に結びついて地域を創世するといえますか、そういった案が出されています。地方創世という意味合いでも。

ですので、今まで以上に学校と地域が結びつくというところでは、地域の力というもののウエイトがかなり出てくるというところ、そういったことを含めて、地域教育力担当部長というのを創設して、今、教育総務課長が訴えている社会教育の部分、ということは、学校教育と分かれるわけではなくて、さらに密接につながるためにも、そこにウエイトを置いてきたというご理解をいただければと思います。

そのほかに、いかがでしょうか。

私の方から質問してしまっているのか分からないのですけれども、いたばし応援基金というのは、よくファンド、ファンドと言っていますよね、それと同じような意味合いで基金をつかって、それを教育委員会なら教育委員会で自由に使うことができるという、そのような形でいいのですか、意味合いとしては。それとも、ファンドとは違うのですか。

教育総務課長 ファンドとは若干違うかなと思いますけれども、ファンドに関しましては、目的そのものが最初から決まっているというところがあります。

その運用に関して出資者を募るのは、目的に対して出資者を募って、それを運

用していくという形がファンドで、今回については大きな意味ではそうなのかもしれないのですけれども、教育費の何に使うかは分からない。その部分については、翌年度、それについて教育委員会で決めて、それで財政当局と協議の上で使途を決めていくという形になりますので、あくまでも基金という形で私の方では捉えています。

高野委員 年度末に確定するというお話でしたけれども、そうすると、確定して、その次の年にそれを使い切らなければいけないとか、そういうものではなくて、基金として積み立てていって、ここで使いたいというようなことがあれば、それをまた教育委員会などで協議して、有効的に使うことができるという考えでよろしいのですか。

教育総務課長 予算の関係で区長の総合調整権というものがありますので、予算に関しては、教育委員会独自で全てを決めるということではできません。協議の上で決めていくという形になります。

それと、規定の中では、翌々年度までに取り崩すという形で、要は、使い切ってしまうと書いてありますけれども、例外もありまして、例えば、ICT機器の整備の関係で、寄付金だけでは賄えないけれども、2カ年、寄付金の目標額を定めてやりたいということで、それを協議に載せることは可能だというように、事前の話し合いの中ではそのように受けています。

青木委員 年度で締めて、継続というのは、書類か何かでやり取りする感じですか。

教育総務課長 そうです。積立基金なので、翌年度に、繰り越すというか、積み立てたまま継続することは可能でございます。

青木委員 それと、もう一つ。基金の積立に協力された方へのフィードバックみたいなのは、報告書でされていくという理解でいいですか。

教育総務課長 そうですね。もちろんお礼の方も差し上げますし、ホームページ等で、寄付された方のお名前を、許されるのであれば、そういったところも考慮していきたいというように思っています。

それと、区民の方ですと税控除になりますし、企業からの寄付であれば、損金扱いで落としていくことが可能です。

次長 よろしいですか。青木委員がおっしゃられたように、寄付していただいた方に、こういう形で活用できましたということ報告していくべきだと思いますので。

ただ、これは、実際にお金を使うのは、来年度たまった分も再来年度ということなので、もう少し先に、その辺の詳細な制度を詰めて、全庁的にどう取り扱うかということもあると思うのですが、教育分野は教育分野に特化した形で別のこと

をやらないといけないのかなというところもあるので、見せ方を含めて、PRの仕方も含めて、考えていきたいと思います。

青木委員 寄付する方の思いは、これに使ってくれというのが多いと思いますので、何に使ったか、ちゃんと教えてくれというのは必ずおっしゃるので、その辺をよろしくお願いします。

教育長 ありがとうございます。では、お諮りします。

日程第一 議案第1号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 では、そのように決定します。

○協議事項

1. 板橋区教育ビジョン2025・いたばし学び支援プラン2018について

(資料・教育総務課)

教育長 続きまして、協議事項を聴取します。協議1「板橋区教育ビジョン2025・いたばし学び支援プラン2018について」、教育総務課長より報告願います。

教育総務課長 それでは、ビジョンとプランの関係でございます。

1月18日の庁議の方で、ビジョンとプランの方を報告させていただきました。それと、1月22日開催の文教児童委員会で、教育ビジョンの部分について、報告させていただきました。

そうしたところ、冊子の中での構成などに対しまして、議員、それと幹部職員の方から色々と意見がございました。

先日もお知らせしてございますけれども、「未来を担う人に必要とされる資質・能力」以降というところを前面に出すということで、構成の方を改めさせていただきます。

本日は、その主な改正点ということでご説明させていただきますが、先日も資料の方でお配りしているとおりでありますが、まず、1ページ目。

こちらの方に教育大綱の内容を挿入してございます。

それと、7ページ。こちらで「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の脚注を入れているというところ です。

それと、15ページ。こちらで地域コーディネーターに関する説明文の内容を変更してございます。線で消して、新たに入れたものを網掛けというような表記になっております。

それと、26ページの方まで進んでいただきますとポンチ絵がござい ますが、こちらの方を改めている。さらに見直しを図っていき たいというところもござい

ます。

それと、いじめ防止に関して、58ページです。

こちらの記述の方も追記しているというところで、58、59ページにわたっての話でございます。

それと、87ページの方で、不登校対策の数値目標に改めたというところがございます。このところについては、もう一度、見直しを図っていくというようなところもございます。

それと、あいキッズ事業に関しまして、110ページ。こちらも、数値目標の方を変更してございます。

それと、111ページで、地域と学校との協働についての記述を追加しているというところがございます。同様に、線で消して網掛けで挿入という表記でございます。

それと、122ページの方で、伝統文化・芸能について、重点事業の概要について追記しているというところがございます。網かけがその部分に当たります。

それと、先ほど申し上げたとおり、文章構成の方を変えているというところがあります。

それと、全般的にわたってですが、「意欲ある全ての子どもたち」、「意欲ある子どもたち」、この記述を、「全ての子どもたち」という形で表現を統一させていただきます。

それと、これは私の言葉ですけれども、プランにつきましては、今一度、事務局の中で見直しを進めているところでございます。

パブリックコメントを来月2月13日から予定してございますので、その前日、教育委員会を2月12日に予定してございますので、その間、私の方の事務局でも見直しますし、教育委員の皆様からのご意見もいただければ、その部分についても反映させた形でパブリックコメントに載せていきたいというように考えてございます。本日、そして、それまでの間にご意見をいただければと思います。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

教 育 長 それでは、質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 まず、111ページの地域と学校との協働についてというところを追記していただいたということで、前回の委員会で、私は2つほど意見を述べさせていただきました。その1つが学校支援地域本部と、それから、コミュニティスクールのつながりについてで、協働というところが大事ではないかということで申し上げて、その部分を反映していただいて、非常に分かりやすい文になってきたと思います。

それと、あと、122ページの伝統文化・芸能についても、子どもたちがかわっている民俗芸能の部分について大変分かりやすく書き加えていただいたので、よかったなと思っております。ありがとうございました。

あとは、文章構成の変更ということで、最初のビジョンの方の3章の「板橋区

の子どもたちの現状」というのを、第1章の「子どもたちを取り巻く状況」の後に移動させたということなのですが、こちらの方については、子どもを取り巻く状況をまとめたという点で、この移動については違和感なく読めたので、よろしいかと思います。

もう1点が、第5章の「将来像」というところを、第3章の「目指す人間像」の後に、「目指す将来像」として移動させたということだったのですけれども、こちらの方で、ここで教育ビジョン2025が目指す将来像というのが前に入ってきたということで、ここで、将来像の中と、21ページのところで、「いきいき子ども！あたたか家族！はつらつ先生！地域が支える板橋の教育」、それから、次が、また、「地域をつくる教育の板橋」ということで、この2つを受けての4章で、「教育の板橋の実現に向けて」ということで、このつながりは大変いいなと思いました。

ただ、これが前に来たことで、ここの第3章の表題が、「教育ビジョン2025を考える上での基本的な認識」ということで、子どもたちの現状というのが抜けて、そして、未来を担う人に必要とされている資質・能力、それから目指す人間像、2025が目指す将来像となっていると、取り巻く基本的な認識という意味では、ここで将来像を書いてしまうのは少しおかしいのかなと。

ですから、ここの3章のタイトルを変えることで成立してくるのではないかなと思います。

この「教育の板橋」という言葉が出てきて、そのすぐ後に、教育の板橋を実現するための、実現に向けてというところが出てきたので、変えたことはとても効果的だったのではないかなと思いました。

教 育 長 ありがとうございます。

教育総務課長 ありがとうございます。流れを中心に考えてしまって、そこのフォローができていなかったということで、この3章の表題について、もう一度、検討させていただきたいと思います。

高 野 委 員 お願いします。

教 育 長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

上 野 委 員 私も、今の高野委員の言われたところが、一番、非常に流れができてきたということで、理解した上で読み続けていくということ、大変分かりやすくなったのではないかなと思っています。

教 育 長 松澤委員、何かありましたら。

松 澤 委 員 私も、皆さんと同等なのですけれども、自分も同じような形で、タイトルだけ

が少しどうかと思いました。

あとは、非常にコンパクトになって、分かりやすくなったのではないかなと感じました。

教 育 長 青木委員は。

青 木 委 員 特にありません。

教 育 長 分かりました。それでは、まだ、次回までということですので、色々と、またご意見がありましたら、ぜひ、遠慮なくご連絡いただければと思います。

○報告事項

1. 11月12・13日文教児童委員会要旨について

(資料・次長)

教 育 長 では、報告1「11月12・13日文教児童委員会要旨について」、次長から報告願います。

次 長 それでは、資料の方で、文教児童委員会の運営次第、こちらの方をご覧ください。

11月12日、それから13日の二日間にわたって、区議会本会議閉会中の委員会ということで開催されました。

まず、12日の方ですが、陳情審査でございます。陳情審査に伴って報告を一緒にしてございますが、結論から申し上げますと、この陳情が取り下げになりましたので、いたばし魅力ある学校づくりプランの進捗状況の報告と、その後、陳情審査が第32号（中央図書館の件）ということで、2件審議がされました。

魅力ある学校づくりプランの進捗状況についての報告でございますが、こちらにつきましては、板九小、上二中の統合の関係のことで様々なご意見がございました。

両方の説明をしたわけでございますが、まず、板九小の関係でいいますと、複式学級を避けるという方針を教育委員会としては持っているけれども、その辺の見込みについて、今回のケースではどうなのかというようなご質問や、以前から出ております文部科学省の基準であります校庭の必要面積、こちらの方について、今後の児童数との関係で、他の学校も含めてですが、どうなっていくのかというようなご質問がございました。

こちらについては、実際、学校によっては、児童数が多く、文科省の基準を確保できないという学校もあるわけですが、その辺の状況についてもご説明したところでございます。

続きまして、陳情審査の方に入りまして、32号、中央図書館の改築に絡みます「公共施設等の整備に関するマスタープラン」の関係のものでございます。

こちらについては、中央図書館の耐震の状況ですとか、現況のことについての

ご質問、あるいは反対の声の内容等についての確認、また、平和公園ということについて、もっと色々な選択肢を示して検討してみたらどうかというようなこと、あと、区の方の情報提供が不足しているのではないかということで、さらに丁寧な説明が必要なのではないかというようなご意見がございました。

また、色々な図書館サービス、例えば、奉仕圏域1キロメートル程度というように考えていますが、そういったところから外れているところへの対応ですとか、今後の図書館サービスのあり方等についても議論がなされたところでございます。結論といたしまして、全会一致で継続審査となっております。

続きまして、13日の文教児童委員会でございますが、こちらにつきましては、教育委員会関係は、教育委員会の動きについて。それから、本日も議案の関係で出ておりますが、特別区人事委員会の勧告の概要。それから、入学予定校変更希望制における応募状況等について報告をしております。

入学予定校変更希望制の応募状況につきましては、抽選の状況について、学校間に少し差異があるのではないかというようなこと、あるいは、その辺のところを保護者が十分に理解しているのかというようなご質問がございました。

また、特に中学校なのですが、住民基本台帳の数の方が全て希望した場合、どうというようなことを考えているのかというようなご質問もございました。

また、転入してくる児童生徒への対応についても、もう少し配慮が必要なのではないかというようなご意見が出ておりました。

内容については、以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

青 木 委 員 議題に上がっています板橋第九小ですが、学校整備週間後の教育委員学校訪問のところで、意見聴取に行ってみまして、校長先生とのお話の中で、思ったより、校長先生も含めて、いわゆる適正規模・適正配置というのを受け入れる考え方を示されていて、PTAの皆さんもそういう動きだそうです。

ですので、思ったより早く話が進むような雰囲気であるようなことを伺ってきたのですけれども、心配していることは、話が決まったり、それから、要するに地域住民やPTAの方たちに広まったりしたときに学校自体がどんどん縮小化して、新しい子が全く入ってこないとか、そういう話になってくることが懸念されると、それから、合併とかという形で1つになったときに、今いる子たちのスムーズな移行というところで、いる子たちが、今の雰囲気、環境というのは非常にいいので維持したい。

それで、それを、全てとは言わないけれども、新しいところに行っても、十分今の形を維持できるとは言いませんけれども、上手く馴染んでいけるようなところというのをどう確保していただけるのかという辺を大分心配されておりました。

学校配置調整担当課長 この状況が周知されたことで、さらに小規模化するのではないかというところでございます。周知につきましては、周知をしていかななくてはならないという

ころもあるので、しっかりと周知はしていきます。

ただ、教育委員会事務局としましても、統合までは、今の学校規模をできるだけ維持していただきたいと思っているところでございます。

ですので、その辺につきましても、交流事業をしっかりとするとか、あとは、他校の状況をよくお互いに知り合うとか、そういった場を設けていこうということも協議会の中で話し合いが進められているところでございます。

28年度以降、統合準備会のようなものをつくって、その辺のことを詳しく詰めていきたいと思っているところでございます。

あと、うまく馴染んでいけるかというご心配もあるかと思いますが、これも、交流事業や、あとは人的配置といいますか、人事的なことでございますので、可能、不可能があるかと思いますが、板九小の先生が統合校の方に行けるといことが可能であれば、していきたいと考えているところでございます。

その辺は、指導室と相談しながらやっていきたいと思っております。

青木委員 ありがとうございます。あと、板六小や板七小などが小小連携をやっているという話を聞きました。

児童同士の交流という、それは何かと言ったら、先ほどの小中一貫のようなものがあるときに、同じ中学に行くならば、そういう子たちで今のうちから仲よくなっていくという連携もあり得るという話でした。

もし、板九小でもそのような話ができるとすれば、子どもたち同士が仲よくやっていたら、中学に入っても早い段階で馴染むかなど。そういうスムーズな移行ができればいいのではないかと思います。

その辺のことを校長先生も含めてご検討いただけるならと思いました。

学校配置調整担当課長 分かりました。よろしく申し上げます。

次長 後で担当課長の方から、進捗状況については報告させていただきますので、もう中間のまとめということで、統合の学校ですとか、時期などが大体固まっています。

保護者の方にもこれから周知をしますし、地域の方にも周知をしていきたいと思っております。

小小連携というようなことでお話があったのですが、板橋第一中学校に入学する学校については、かなり中学校の単位での小学校の連携というのが進んでおりまして、板一中の学校支援地域本部の方で声をかけて、板一中のイベントに参加してもらおうというようなことから始まって、親御さん同士、おやじの会なども結構連携しています。

青木委員 おやじの会が各小学校間を随分つないでいると聞いています。

次長 ああいう取り組みを、ぜひ、ほかの学校にも、いずれ、小中一貫連携というの

をもっと強化しなければいけませんので、その辺のところは進めていきたいと思っています。

教 育 長 ありがとうございます。よろしいでしょうか
 そのほかは、よろしいですか。

(はい)

○報告事項

2. 平成27年第4回区議会定例会一般質問答弁要旨について

(資料・次長)

教 育 長 それでは、報告2に移ります。「平成27年第4回区議会定例会一般質問答弁要旨について」、次長から報告願います。

次 長 それでは、11月25、26日に開かれました本会議の一般質問でございます。まず、共産党の荒川なお議員。

 中央図書館についてのご質問がございました。

 中央図書館の運営体制、図書館行政の見直しということで、先ほどの質疑とかぶるところもございますが、ご質問がございまして、2ページですが、中央図書館の平和公園への移転改築について見直す必要があるのではないかというような趣旨でご質問がございました。

 今の時点では、平和公園以外で十分な建築面積が確保できる候補地は見つかっていない状況であるということと、中央図書館については、もう老朽化、あるいはバリアフリーというところで大きな課題があるので、早急に改築をしていくことが必要であるというようにお答えしてございます。

 続きまして、その下、共産党のいわい桐子議員でございますが、あいキッズについてということで、こちら、あいキッズ指導員の処遇ですとか、研修受講機会の確保についてご質問がございました。

 また、教育環境の充実ということでは、教職員が多忙なのではないかということで、不足しているのではないかというご意見や、少人数学級が拡大すべきというようなお話がございました。

 続いて、3番目、市民の五十嵐やす子議員でございます。

 平和についてに関連いたしまして、自衛隊の護衛艦視察をした青健があるけれども、それについての見解をとということでご質問がございました。

 桜川の地区委員会の方で護衛艦の見学をしたということでございますが、趣旨としましては、こちらに記載のとおり、平和の大切さを改めて考える、あるいは、規律正しい乗組員の姿、整理整頓された艦内ということで、子どもたちの生活についても振り返りができるのではないかというような目的で行ったと答弁してございます。

 続きまして、5ページでございますが、民主党の佐藤としのぶ議員。

こちらは、教育施設の充実ということでご質問がございまして、校庭の柵とボールの飛び出し対策ということで、小学校ではボールの飛び出し対策のネットがないという学校があるので、その辺の対策についてはどうなのかというご質問や、その下ですが、体育館の暖房化とトイレの洋式化の進捗状況ということで、ご質問がございました。

暖房化については、単独で実施するというのは難しいので、大規模改修や改築のときに合わせて実施しているということです。

また、トイレにつきましては、体育館が避難所になったり、選挙の投票所になったりしている学校もございますので、洋式化を進める必要があるということで、7校で洋式化したということと、小学校で25校、中学校で12校が洋式化されてございますので、残る学校については、洋式化に向けて、計画的に進めていきたいと答弁してございます。

続きまして、6ページです。自民党の田中やすのり議員。

こちらは、コミュニティスクールについてのご質問でございます。

教育委員会の方針では、学校支援地域本部の方を優先すると聞いているけれども、その後の展開はどうかということで、②のところコミュニティスクール化の推進についてというご質問でございます。

学校支援地域本部の全校設置完了予定までの期間においても、コミュニティスクール設置に向けた国の動向や各自治体の優れた取り組みについて情報収集を行い、本区におけるコミュニティスクールの導入について検討していくと答弁してございまして、国の新しい指針等が示される場合も考えられますので、そこを想定して、情報収集、あるいは具体的な検討を進めていきたいと答弁してございます。

続きまして、7ページです。自民党の石井勉議員。

いたばし学び支援プラン、いたばし教育ビジョンについてのご質問の後、義務教育施設整備基金の積立についてのご質問がございました。

区長の答弁でございますが、義務教育整備基金についても、今後、財政見通しとあわせて、資金計画の策定を進めており、それに基づく計画的な積立を行っていくと答弁いたしまして、今回の予算の方に反映されているというものでございます。

続きまして、8ページです。自民党の佐々木としたか議員。

こちらは大山小学校の跡地活用と今後の学校跡地活用方針ということでご質問がございまして、これは区長の答弁ということで、公共施設の整備に関するマスタープランに基づく個別計画で、施設の用途廃止を決定した段階で、跡地活用も含め、検討し、迅速に廃止施設の有効活用を進めていくこととしているということで、学校施設についても、閉校する前に跡地活用の検討を始めていくと答弁をしておりまして、これも、板橋第九小学校、あるいは向原中学校、上二中の方でも、跡地のこともきちんとやってくれというご意見がございまして、それを踏まえた対応にしていきたいと思っております。

続いて、公明党のしば佳代子議員です。

がん教育についてということでご質問が以前から出ている部分がございました。

また、読書通帳についてということでご質問がございまして、現在、図書館の方では、ホームページからダウンロードできるようにしているところがございますが、今後は、区立小中学校の読書活動の推進という視点で、通帳を作成、配布し、授業や朝読書等で活用していくということと、また、妊婦にも読書通帳をということで、おなかの赤ちゃんへの読み聞かせ、絵本のお薦めリストや図書館の窓口での女性向けの情報提供などとあわせて、効果的な方法を検討していくとお答えしてございます。

続きまして、10ページです。公明党のかいべともこ議員。

こちらはスポーツ振興ということで、ホームタウンとなっている東京エクセレンスについて、寺子屋のバスケットチームとの交流促進や中学校の部活動での交流促進についてご提言がございまして、拡大をしていく、あるいは推進していきたいと答弁してございます。

最後に、無所属の井上温子議員でございます。

日本語学級の充実ということでご質問がございまして、日本語指導の対象となる児童生徒の現状を把握し、今後、より効果的な教育活動となるように、他自治体の状況も参考としながら検討していきたいとお答えしてございます。

報告は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松 澤 委 員 9ページの先ほどの読書の話ですけれども、読書通帳のお話です。

やはり昨日も教育懇談会のところでも読書のお話が出ていたのですけれども、早い段階で、読書、本に馴染んでいただけということで、やはり図書館だけではなくて、色々な方面から、そういった本の、先ほども少しおっしゃっていたような形で、コンシェルジュ的な要素を持った方がお薦めの本などを薦めていただけると非常にいいのかなというのを感じました。

やはり最初に本に触れるというのは、子どものときの読み聞かせというのが、多分、最初になると思いますので、そこでお薦めの本など、そういったものを薦めていただけると非常にいいのかなということで、その辺を含めて、次の子どもの、小学生以上の本に親しめるような環境づくりということで、いいのではないかなと感じました。

中央図書館長 ただいま、図書館でブックスタート事業ということで、まず、母子手帳をもらった方を対象に、絵本2冊のプレゼントとともに、お薦め本のリストをお渡ししているところでございます。

そこから始めて、赤ちゃんが生まれてすぐに妊産婦用の読書通帳を使っていたりして、早期のうちから、絵本の何を選んだらいいのかということについても力を入れ、お薦めリストの配付など、ほかの関係機関と連携して、保育園ですとか、幼稚園とか、そういうところと一緒に取り組んでいきたいと考えてござ

います。

教 育 長 　実際に学校に行ってみると、1週間に1度ですけれども、司書が入ることによって、かなり図書室の環境はよくなってきているんだなど。見ていると、そこにお薦めの本が出たりしているというところでは、そこに、また、さらに保護者や地域の方の図書ボランティアが入ることによって、見事に図書館が、行きたくなる図書館、行って読みたくなるという、何か、そのような環境づくりを、今、どの学校でもしてもらっているのだなということを感じて、松澤委員がおっしゃるように、人と環境というところを、ますます質を高めていければいいのではないかと思います。ほかに、いかがでしょうか。

高 野 委 員 　あいキッズについて、2つ質問があります。

3ページのところの放課後児童支援員の資格を取得できる研修というところ。これが少し詳しく内容を教えていただきたいということと、それから、もう一つ、8ページの拠点の整備という点で、先日、整備週間で、志村六小と志村二小を訪問しましたが、あいキッズ棟などの工事をしていました。校地内外の3か所の室内を拠点としているあいキッズが全部で4つあるということなので、この辺が2つ入ってきているのかなと思うのですけれども、これが11月の時点でのお話でしたので、年が明けて1月の時点での状況を教えていただきたいと思います。

学校地域連携担当課長 　まず、放課後児童支援員の制度でございますが、これは、今、放課後児童健全育成事業、学童クラブの関係ですが、そこで基準条例等を定めまして、おおむね40人を1つの支援の単位として、2人以上の支援員がつくという。そのうちの1人は、この放課後児童支援員にということになっております。

この研修がございまして、大体、4日間、研修を受けるものなのですが、これは都道府県が実施するものでございます。

現在、東京都の方でもこの研修を実施しておりまして、平成32年3月までに、この資格を皆さん取るようにということになっております。

先ほど申しあげました支援の単位1つにつき、2人の指導員のうちの1人がこの資格を持っている。板橋区でも、今、東京都の方の研修を受けてということになっております。

研修を受けられる対象が、今まで、私どもで有資格者と呼んでおりました、保育士の資格であったり、教員の資格であったり、そういうもののほかに、2年以上こういった放課後児童健全育成事業に携わっている者も該当するということですので、そういった方が資格者になれるというような制度でございます。

今、32年3月に向けて、あいキッズ全員の職員がこれを受けて有資格者になれるような形になればいいなということを進めているところです。

それと、もう1点。拠点が学校外にあるということで、高野委員がご指摘のとおり、志村第二小学校と志村第六小学校で工事を行っているところでございまして、今、志村第二小学校については、大原児童館の旧学童クラブ室を使ってい

るところですが、今年になって、ようやく校地に新しい建物ができましたので、あいキッズの方もそちらの方で活動するような形になっております。

志村第六小学校につきましては、旧教育相談所の方の改築で、本来ですともっと早い時期に使用する予定だったのですが、耐震的に問題があるとか、アスベストの問題とかというようなことで少し工事が遅れておまして、年度内には完成して、来年度からはそこを活用していくものでございます。

このほか、施設外に拠点があるところだと、成増小学校が成増南児童館の旧学童クラブを使っていたり、あとは、中根橋小学校も外に隣接した旧学童クラブ室を使っていたりするようなものもございます。

高野委員 では、成増もちょうど道路を渡った向かい側ですし、中根橋も隣接しているので、移動に時間がかかるというのは、志村二小も、あそこは大分歩くので、それが今年度中には解決されていくということですね。

学校地域連携担当課長 今月から利用がスタートしていますので。

高野委員 ありがとうございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

○報告事項

4. 天津わかしお学校あり方検討「中間報告」に関するパブリックコメント募集の実施概要について

(学-1・学務課)

教 育 長 それでは、報告4「天津わかしお学校あり方検討「中間報告」に関するパブリックコメント募集の実施概要について」、学務課長から報告願います。

学 務 課 長 それでは、資料「学-1」ご覧ください。

「天津わかしお学校あり方検討「中間報告」に関するパブリックコメント実施概要」です。

そして、後ろの方に最終報告案がついておりますので、こちらについてご報告をいたします。

初めに、パブリックコメントの実施概要についてでございます。

意見の募集期間、公表方法につきましては、記載のとおりでございます。

提出人数、意見数につきましては、3人、3件ということでございました。

次に、ご意見の概要と区の考え方の案について、ご説明をいたします。

裏面をご覧ください。

1番のご意見です。

天津の生活環境、勉強内容については充実している。中学もあればというご意見でございました。

区の考え方でございますが、天津わかしお学校においては、「自立活動」の時間や寄宿舎生活を通して健康回復をしていき、天津で身につけた生活習慣が中学校生活やこれから先の人生における生きる力となるように支援をしていきます。

また、東京都が病弱特別支援学校を設置していますので、こちらと今後も連携しながら、児童生徒の教育環境を整備していくとしております。

続いて、2番です。

お2人の方から、主に広報活動等についてのご意見でございます。

天津わかしお学校の認知度を上げるための広報活動として、具体的に幾つかのご提案をいただいております。

教員が天津で研修や授業体験をする。区内幼稚園、学校への広報、天津での行事の実施等などがございます。

区の考え方ですけれども、広報活動につきましては、各種の広報媒体、校長会等の機会を通じて、今後も積極的に行ってまいります。

また、ご提案の項目につきましては、今後の参考とさせていただきたいと思っております。

続きまして、他区からの受け入れでございますけれども、これにつきましては、ニーズを踏まえ、検討を行ってまいります。

また、母子家庭等の家庭への支援、いじめ問題など、子どもの緊急避難場所として、というご要望でございます。

区の考え方ですけれども、天津わかしお学校は病弱の特別支援学校でございますので、所定の入学要件を満たす必要がありますが、その上で、児童、家庭の個別の状況に対しても、一定の役割を果たしていると考えております。

最後に、体験入学の充実についてでございますが、現在、日帰りを年2回、宿泊を1回行っております。

今後も、より効果的な実施方法について検討していくということで、考え方をまとめさせていただいております。

パブリックコメントに関しましては、以上でございます。

続きまして、最終報告の案についてです。

概要版をご覧ください。

中間報告の内容から大きく変わった点はございませんが、修正をしました点については、下線でお示ししております。

このうち、本編の14ページをご覧ください。

パブリックコメントでも体験事業についてのご意見がございました。5番、今後の方向性について、②広報活動の充実というところがありますけれども、下線の部分ですが、体験事業の実施時期、内容につきましては、検証・見直しを行い、より効果的な実施としていきます。この点について、追記をさせていただきました。

最後に、概要版に移りまして、概要版の裏面でございます。

今後のスケジュールについてです。

本日、教育委員会にご報告後、2月の庁議、文教児童委員会に報告を行ってま

います。

なお、パブリックコメントでも広報活動について多くのご提案をいただきましたが、既に、今年に入りまして、1月7日の校長会におきまして、天津わかしお学校のPRをいたしました。

また、2月にPTAの会合がございますけれども、こちらにおいてもプレゼンをする予定でございます。

それから、天津わかしお学校作成のポスターも作成をいたしまして、これを区内の小学校ですとか、区の施設等に掲示させていただき、PRに努めてまいりたいと考えております。

また、天津わかしお学校のホームページがございますけれども、こちらについても充実をしていくということで、これまで給食のご案内がなかったのですけれども、これについても、写真と一緒にご案内をさせていただいております。今後、一層、PRに努めていきたいと考えております。

以上です。

教 育 長 質疑、意見等ございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 複式学級について書いてありますが、これは、天津でも6年生はやはり対象外になるのですか。そこが、少し私は気になりました。

通常級だと1年生と6年生は除くのですけれども、天津のここには、複式学級が発生するようなことがあったら、その存続について考えますということだったので、6年生が複式学級を考えるとどこに当てはまらないのかどうかを少し明確にしておかないと。

学 務 課 長 東京都の基準におきましては、通常の学校のように、1年、6年を除くというようなきまりはございません。

高 野 委 員 このとおりに。

学 務 課 長 このとおりの基準になっております。

高 野 委 員 では、6年生も対象に入ってくる。

学 務 課 長 はい。

高 野 委 員 そうですか。分かりました。

学 務 課 長 複式学級の状態が継続した場合になります。

高 野 委 員 そうですね。では、お願いいたします。

次 長 実態から申し上げますと、最近では3年生がやはり少ないというのは事実なので、一桁になる可能性がある。それはお子さんの状況の変化というのも大きいと思いますし、家庭の変化、状況の変化というのも大きいと思いますし、そういう中で、3年生は一桁になる可能性が高いと思いますけれども、あとは、順次、増えてくるという形のままで推移していますので。

高野委員 6年生が、前籍校に戻るというケースも、今回、たまたま私が知っていたお子さんについては、中学進学のために前籍校に、戻られたりするので、そういうことも少し気になりました。

教 育 長 その辺も、改めて確認していただくということで。
そもそもなんですけれども、東京都の都立の病弱特別支援学校に中学校はあるのですか。

学務課長 ございます。

教 育 長 小・中とあるのですか。

学務課長 小・中・高等部がございます。
実際に板橋区においても、中等部に入学の実績があります。

教 育 長 それはどこにあるのですか。

学務課長 久留米特別支援学校がございます。病弱の特別支援学校ですので、対象のお子さんでご希望があれば、中学の場合には、こちらにご案内するということです。

教 育 長 その辺の周知は、例えば天津わかしお学校の保護者等にもしているのですか。

学務課長 必要に応じて行っています。

教 育 長 そうですか。

学務課長 なお、久留米特別支援学校は28年度末で閉校になるということでございますが、その機能自体は、ほかの特別支援学校に併合されると聞いております。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

5. 少年自然の家八ヶ岳荘の臨時休業について

(生 - 1・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告5「少年自然の家八ヶ岳荘の臨時休業について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、資料「生－1」をご覧ください。
少年自然の家八ヶ岳荘を臨時休業させていただきます。
休業期間につきましては、平成28年3月29日（火）から3月31日（木）までとさせていただきます。
理由でございますけれども、年度末施設総合点検でお休みをいただくものでございます。
区民への周知につきましては、教育委員会の告示及び区のホームページにより周知を行わせていただきます。
説明は以上でございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

6. 平成28年度成人の日のつどい実績報告について

(生 - 2・生涯学習課)

教 育 長 では、報告6「平成28年成人の日のつどい実績報告について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、資料「生－2」をご覧ください。
去る1月11日に行われました、平成28年成人の日のつどいの実績の報告でございます。
区内に18あります地域ごとに実施されました。
大変多くの新成人にお越しいただいたところでございます。
まず、成人になられた方の人数でございますけれども、平成27年12月1日現在で、男性が2,422名、女性が2,537名、合わせて4,959名の方が、今回、成人式を迎えられました。
参加者でございますけれども、一番右端の方をご覧ください。参加率が書いてございます。
一番参加率が高かったのが高島平地区、79.8%となっております。
続いて、2番目に多かったのが熊野地区、79.6%、3番目が蓮根地区、64.7%という形で、大変多くの方がいらっしゃいました。
また、集まりが余りよろしくなかった部分でございますけれども、これは富士

見地区が18.1%、これが一番低かったという状況でございます。

2番目に低かったのが、仲町地区、29.2%、3番目が清水地区の36.1%ということでした。

板橋区の特徴としまして、こちらは各地区が、手づくりで、町会の皆様が新しく成人になられた方をお祝いするというところを行っております。

おかげさまで、トラブル等もなく、非常になごやかに会が開かれたという状況でございます。これは参考ということでご報告させていただくものです。

以上です。

教 育 長 私も桜川地区の方に行ってまいりましたが、今、生涯学習課長が話したように、非常にアットホームで、保護者も式典に参加して、親子でお祝いするというような、そんな温かい雰囲気でした。ありがとうございました。

高 野 委 員 参加率が低かったところということで、富士見地区のお話があったのですが、先日、富士見地区の方に少しお話を伺うことができたのですが、自分の卒業した中学校同士で集まるので、富士見は、今、この地域センター管内に中学校がないので、人数がどうしても少なくなってしまうのだというお話でした。

今回は、坂本区長がお見えになって、新成人の方々と一緒に写真を撮ったり、人数は少なかったけれども、参加した方が皆さん喜んで、大変すばらしい成人のつどいになったというようにお話を聞いております。

青 木 委 員 同じく、参加人数が少ないところで仲町があがりましたが、今年、私は仲町に行ってきたのですが、仲町の町会の方は、最初は、多くの方が文化会館に行ってしまうと言っていました。そちらへ行って、後から仲町にやってくるので、出席がどうカウントされたか分からないのですが、そういう流れで、色々な友人と会いたいからというような話を聞きました。

教 育 長 ありがとうございます。

○報告事項

7. 魅力ある学校づくり協議会の進捗について

(配一1・学校配置調整担当課)

教 育 長 それでは、報告7「魅力ある学校づくり協議会の進捗について」、学校配置調整担当課長から報告願います。

学校配置調整担当課長 それでは、魅力ある学校づくり協議会の進捗について、ご報告いたします。

資料「配一1」をご覧くださいと思います。

今回、ご報告する事項は2件ございます。

1つ目は、Aグループ、上二中と向原中学校の協議会の意見書がまとまった件についてが1点目。

2つ目が、Cグループ、板九小、中根橋小、板一小の、12月に行われました協議会の概要と中間のまとめとして意見が集約された件についてでございます。

まず、上板橋第二中学校と向原中学校のAグループでございます。

こちらにつきましては、15回協議会が開催されておりまして、議論を重ねてきたところでございます。

昨年の4月に協議会で、中間のまとめというものが確認されております。

これをベースに、意見書の取りまとめ作業に入っております

その後、加筆修正を加えまして、昨年12月の協議会で内容について確認されたところでございます。

2ページの別紙1をご覧くださいければと思います。

こちらが意見書(案)ということになってございます。

項番の1番の部分です。太字になってございます。

(1)から(4)までございますが、読み上げます。

上板橋第二中学校と向原中学校を統合します。

校名は「上板橋第二中学校」とします。

統合時期は、平成30年4月1日。

校舎の建築期間中は上二中の校舎を利用し、向原中学校に新校舎が完成したら、新校舎の方へ移動しますという内容でございます。

この部分が主な内容となっております。

3ページのところでは、配慮すべき事項といたしまして、学校の機能や、通学区、生徒の心のケア、記念碑の設置などが列挙されているところでございます。

項番の3のところでは、平成28年度以降に検討する事項としまして、校歌・校章、学用品や交流事業、あとは記念室の設置、記念誌の作成、跡地活用などが挙げられているというところでございます。

いずれにしましても、これらの案件につきましては、必要に応じて、会議体を設置して議論をしていくという予定でございます。

次の4ページには、新しい学校の設計に関するまとめといたしまして、学校の改築の設計の内容が書いてございます。

学業に専念できるように、明るく、快適な環境づくり、十分な運動場面積を確保することなどが書かれているというところです。

また、有事の際の避難施設、地域とのつながりを持たせた学校づくりを目指す、そういったことが書かれているところでございます。

最後、5番のところでは、スケジュールがでございます。

平成28年度から設計作業に入りまして、30年4月に学校が統合されます。

向原中の校地での新校舎の改築工事もこのタイミングでスタートするところでございます。

2年かけて建設いたしまして、平成32年度から新しい校舎での学校生活が始まるというようなスケジュールとなっております。

5ページのところでは、新しい学校の設計に関する、教員、保護者、地域の方々から寄せられた意見を、概要としてまとめて載せております。

こちらの資料も、意見書に添付する予定となっております。

2月9日に、次回、第16回の協議会が開催されます。そこで、協議会から、教育委員会の方にこの意見書が提出されるという運びとなっております。

この回で協議会は最終回ということになります。

受理されました意見書につきましては、改めまして、教育委員会の方にご報告したいと考えているところでございます。

次に、Cグループ、板九小、中根橋小、板一小の協議会についてでございます。資料は6ページからになります。

こちらは、12月21日に開催された11回協議会での意見交換の概要が載っているところでございます。

この回では、以前、教育委員会の中でもご協議いただきました統合年度、統合校などに関する方向性について意見交換を行った内容となっております。

統合年度、統合校につきましては、10ページをご覧くださいと思います。

統合年度、統合校等に関する提案ということで、こちらの資料をもとに協議会の中で意見交換をされたところでございます。

1番、「統合年度」でございますが、平成29年度末。

2番の「統合校」ですが、板橋第一小学校。

3番のその他のところでは、板一小の校歌・校章などは変更しないというものでございます。

これに基づきまして、各委員さんお1人ずつにご意見を伺ったところですが、残念であるといったご意見はあったのですけれども、全体的には、この方向性でご了承いただいたところでございます。

また、板九小の協議会委員の方々も、多分、苦渋の決断であったとは思いますが、前向きなご発言をいただいているというところでございます。

この意見交換の結果を受けまして、協議会での協議を、一旦、中間のまとめとしてまとめたものが9ページにございます。

9ページの3番ところの中間のまとめについてというものが、協議を中間でまとめたものでございます。

読み上げますと、板橋第九小学校は、学校としての活力があるうちに板橋第一小学校と統合し、板橋区の学校の適正規模・適正配置を確保していく。

統合年度は、平成29年度末。

統合方式は、板橋で一番古く、歴史と伝統がある板一小から分かれて板九小が設立された歴史的な経緯を踏まえて、統合（合流）とし、板一小の校歌・校章は変更しない。

統合年度に向けて、平成28年度中に「統合準備委員会（仮称）」を設置して、交流事業の実施、統合に向けた準備を計画的に行っていくというような内容でございます。

今週、1月25日月曜日に第12回の協議会が開催されておまして、この中間のまとめについて、さらに意見交換を行ったところでございます。

その中で、この方向性で意見を集約していくということで確認がとれていると

いうところでございます。

次回の2月の協議会では、この中間のまとめをベースに、Aグループと同様に、最終的な意見書にまとめ上げまして、3月の協議会で意見書をご提出いただく予定となっているところでございます。

こちらにつきましても、準備されました意見書につきましては、改めて教育委員会の方にご報告したいと思っております。

今後進捗について、追ってご報告させていただきます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

青 木 委 員 学校整備週間で色々聞いてきたことも含めてなのですが、このAグループは、これから新しい学校に建て替えということで、新しい学校設計に関する意見の概要で示されておりますけれども、できるだけ意識していただいた方がいいかなというのは、学校を回って、施設で雨漏りの話がどこでも出てきたというのは、もう皆さん、ご存じのことだと思いますので、新しい設計の中では、ぜひ、長期にわたっての維持管理の中で、保全性というのですか、メンテナビリティ、要するに、メンテナンスしやすい設計というのが、長期的には求められると思ひまして、特に学校でこれだけ雨漏りと聞くと、その辺を当初の設計から意識づけしていただけるとありがたいかなと思ひまして、これは設計の会社の方で、その辺を意識づけて設計するという事は、どうやら専門家に聞いてもできるらしいので、少しその辺が入れられるようであれば、ご検討いただきたいと思います。

施設整備担当副参事 ありがとうございます。工法としては、防水は幾つか方法がありまして、長寿命を図る工法を選択すると、逆に、メンテナンスがしづらいという側面がある。工法の中で、簡易な工法でやるとすると、メンテナンスの期間を短縮せざるを得ない。二面性があるのです。

青 木 委 員 おっしゃるとおりです。

施設整備担当副参事 それを、どこで整合させるかというところが。

青 木 委 員 ですから、築年数をどれぐらいもたせるのかというライフサイクルコストで考えるというのが妥当な考え方です。そこで、トータルコストがどのぐらいという観点から計画していただければいいかというのはいかがでしょう。

施設整備担当副参事 そうですね。個別整備計画を区全体の公共施設の中で立てておりますので、そちらのルールによって、今、私どもが作業をさせていただいている標準設計指針なる学校に対しての考え方もございますので、その中で明記してまいりたいと思

います。

青木委員 ぜひ、よろしくお願いいたします。

教育長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

8. 特別整理期間に伴う休館

成増図書館 2/22(月)～2/27(土) 6日間

(口頭・中央図書館)

教育長 それでは、報告8「特別整理期間に伴う休館」について、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 図書館の特別整理期間に伴う休館日につきまして、口頭でご報告させていただきます。

次第に記載のとおり成増図書館で、2月22日から27日までの6日間、特別整理期間で休館させていただきます。

公報や広報いたばし、また、図書館での掲示、図書館のホームページなどに、周知をしてございます。

以上でございます。

教育長 よろしいでしょうか。

(はい)

教育長 では、次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はございませんでしょうか。

高野委員 先日、地域総合型スポーツクラブの主催で、危機管理講習会という勉強会に参加してまいりました。

中台の地域センターで行ったのですけれども、近隣の学校ですとか、青健関係、あと、町会関係や、現在、ボランティアとして色々なことにかかわっている方たちが、一緒にたくさん勉強をしてまいりましたが、その中で、事故が起こったときに、個人に対する賠償責任についてどうなのかというご質問が出ました。こういう講習を受けると、自分たちにも賠償責任が起こることがあるのだということが分かったので、活動していく上で心配だというお話が出ました。

ちょうど、その日に広報いたばしでボランティア保険の記事もあったのですけれども、皆さん、ボランティア保険についての内容のご理解ですとか、自分たち

が所属している組織の中で、そういうものがどうなっているかということも余り知られていませんでした。

これから、ますます地域の方に色々なご協力をお願いしていくので、リスク管理に関しての勉強会などをまた開いていただいて、皆さんが安心して活動できるようにしていくことが大切であると感じました。その前の日に餅つき大会に参加したのですけれども、自分が携わっていたときは、ノロですとか、新型インフルエンザ等があったときだったので、保健所に届け出て、かなり厳しく、手袋をしてとか、その手袋の材質までこだわるような時期だったのですけれども、今回は、お餅つきでも手袋をしているようなところはありませんでした。

リスクに対する認識というのも大分変わってきたなということを感じましたので、ぜひ、どこかで皆さんが勉強できるような機会をつくっていただきたいなと思いました。

学校地域連携担当課長

寺子屋事業等では、ボランティア保険に当然にして入っているところです。

どういった部分で保険がきくのかというようなところも寺子屋会議の中ではお伝えしているのですが、会議に参加される方は、会長さんや、副会長さんが多いので、そこから、また、実際にボランティアで活躍していただいている方にまでには、なかなか周知ができなかった部分もあるかと思います。

そういったところも含めて、今、高野委員がおっしゃったように、リスク管理というようなところでも、その寺子屋会議の中でやっていながら、また、それを持ち帰ってメンバーの皆さんに伝えられるように、随時、進めていきたいと考えています。

高野委員

分かりました。

教育長

いいですか、生涯学習関係では。

生涯学習課長

生涯学習ではなくて、逆に、危機管理室の方では、災害発生時の時点では、区民全員を住民防災組織の一員として保険に一括して加入しているということがございます。

実際の災害時にはそういった保険がきくのですけれども、訓練のようなときには、個別に保険に入る必要が出てくると思いますので、訓練内容等を見ながら、そこら辺は少し地域の皆さんとお話ししていかないといけないのかなと思います。

ボランティア保険などを十分に活用していただいて、安心して皆様がそういった学習ができるような環境を整えるのが必要だと思います。

青木委員

よろしいですか。余計なことを申し上げるのですけれども、私も、船橋地域では子どもの教室をやっているのですけれども、どうしても保険で適用できない部分というのは出てきてしまうわけですね。もう、仕方がないので、それはチラシの中に、このイベントに対しての自己責任の話を書かせていただいています。

必ず、ここで起こる事故等について、申し訳ないけれども、責任を負えません。そこをご理解の上で来てくださいという一文を書いてあれば、そこは免責できるという形なので、そういうやり方も取り入れていただきながら、運用していくというのがいいのかなと思いました。

高野委員 講師の先生は、子どもたちに、例えばこの台に登ったら危ないよということを何遍も、何遍も言っていくことが大切であるとおっしゃっていました。

青木委員 我々はトラテープを周りに張りめぐらせています。

高野委員 今の青木委員からのお話のような、そういう事例や身近なリスク管理についての、Q&Aみたいなものをつくるのもいいですねというようなお話だったので、ぜひ、また、そういう点もご検討いただけたらと思います。

教育長 ありがとうございます。そのほかにもございますか。
よろしいでしょうか。

(はい)

教育長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午前 11時 40分 閉会